

市内公共交通の案内

■市営バスの乗り方■

- 市営バスに乗る前に
乗りたいバスの路線名・バス停・発着時刻などを確認しましょう。時刻表は、市ホームページ、生活環境課・市役所待合所・定期券等販売所にあります。
※路線バスは道路の状況により、遅れる場合があります。ご了承ください。

①バスを待つ

- ①市営バスのバス停でお待ちください。
- ②乗りたいバスが来たら、手を挙げてください。
車体の「行き先表示」や運転手にも行き先を確認することができます。
※バス停が片側にしかない場所では、バスの進行方向でお待ちください。
※市営バスには、自由乗降ができる区間があります。バス停以外の自由乗降区間では、手を挙げて乗車の意思表示をしてください。



②バスに乗る

- ①前方または中央ドアからご乗車ください。整理券はありません。車内では座席に座るか、つり革や手すりにおつかまりください。
※走行中の席の移動は危険です。両替は停車中にお願います。
※車内は禁煙です。飲食もご遠慮ください。

【マナー】

- 携帯電話の使用など、ほかのお客様のご迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 優先席は、車椅子・高齢者・妊婦・小さいお子様連れのお客様が座れるようにご協力ください。



③バスを降りる

- ①車内で降りたいバス停のアナウンスがありましたら、お近くの「降車ボタン」を押し、バスが停車してから席をお立ちください。降車口は前方ドアとなります。
- ②運賃は後払いです。お支払いは、現金・回数券の場合は運転手横の運賃箱に入れ、定期券の場合は運転手によく見えるように提示してください。
※1日何度でも乗り降りできる「1日乗車券」もあります。

■市営バスの案内■

- 市営バスは、市内の各方面に11路線あります。
詳しくは、市ホームページ(市内路線バス情報)や、生活環境課・市役所待合所・定期券等販売所に置いてある「時刻表」をご覧ください。
- ▶時刻改正は、年1回3月に行っています。平成28年度は3月26日を予定しています。
 - ▶運賃は、(高校生以上)乗車1回につき200円です。※小・中学生は100円です。
 - ※65歳以上の方は「市民証」の提示で半額になります。(市民証は市民課で発行します)
 - ※障がい者の方は「障害者手帳」などの提示で半額になります。



■東野バスの案内■

- 市内には、市営バスの他にも東野交通(株)が路線バスを運行しています。路線や時刻など、詳しくは東野交通ホームページ、または下記へお問合せください。



問黒磯営業所 TEL 0287(62)0858

■デマンド交通の案内■

- 旧黒羽地区にお住まいの方は「大田原市デマンド交通」をご利用できます。
※運行区域は黒羽・川西・両郷・須賀川地区と1日3便の那須赤十字病院に限りです。
※ご利用には利用登録が必要となります。



■デマンド交通運行区間■

- 自宅の近くのデマンド交通バス停
(既存の市営バス停の場合あり)
- ↑↓
- 運行区域内の次の場所
 - 市営バス・東野バスの停留所
(買い物や路線バスへの乗り換えを想定)
 - その他(不特定多数の方が集う施設)
 - ①公共施設
 - ②医療機関
 - ③金融機関
 - ④自治公民館(集会所)
 - ⑤ほほえみセンター
 - ⑥小中学校、高校
 - ⑦那須赤十字病院など

★高齢者運転免許証自主返納者の方へ★

- 満年齢65歳以上で運転免許証を自主返納された方を対象に、上記「市営バス・東野バス・デマンド交通」で利用できる無料乗車証を発行しています。
詳細は下記へお問合せください。

問市危機管理課 東2階 TEL(23)9301



福祉輸送サービス 「高齢者通院等タクシー事業」変更のお知らせ

本市には、通院などに必要な交通の便を確保する事業として主に介護サービスを受けている方が対象の「高齢者等外出支援事業」がありますが、平成26年9月末で対象外となった方々を対象に、市単独事業として同年10月から「高齢者通院等タクシー事業」（通称：通院タクシー）を実施しています。

平成28年4月1日から、自己負担額と担当課が変わりますので、お知らせします。

- 対象者**…このサービスは登録制です。また、「65歳以上のみの世帯」などの対象要件がありますので、事前にご相談や申請が必要です。
- 送迎範囲**…自宅と市内の医療機関、バス停などの公共交通拠点施設(直接行けない病院などへは、路線バスに乗り継ぐ必要があります。)
- 自己負担**…指定されたタクシー事業者のタクシーを利用することで、1回あたり上限1,500円の自己負担で通院することができます。

▶平成28年4月1日からは、自己負担額が上限1,000円に引き下げられます。
※その他、詳細は下記へお問い合わせください。

問申

- ▶平成28年3月31日まで
生活環境課 **A**1階 TEL(23)8832
- ▶平成28年4月1日から
高齢者幸福課 **東**1階 TEL(23)8740

確認してみましょう

ごみの出し方について



問生活環境課 **A**1階 TEL(23)8706

●ガス缶・スプレー缶・ライターなどの出し方

そのまま出すと爆発事故の原因になりますので、必ず中身を使い切ってから（穴を開ける必要はありません）、もやせないごみ専用の指定袋に入れて出してください。
※穴を開ける場合は、周囲に引火しないよう、屋外等の安全な場所で行ってください。



●蛍光管の出し方

蛍光管には微量の水銀が含まれており、もやせないごみとは別の処理行程が必要になります。そのため、もやせないごみと区別して別々に回収しています。
蛍光管を出す際には次の点に注意して、正しく分別するようにしてください。



- ▶指定袋には入れずに買ったときの箱(筒)に入れ、複数の場合はひもでしばって出してください。
- ▶箱(筒)がない場合は指定袋には入れずに、蛍光管のみをごみステーションに出してください。

▶割れてバラバラになった蛍光管は「もやせないごみ専用の指定袋」に蛍光管のみを入れて出してください。
※指定袋に蛍光管を入れて出す場合は、他のもやせないごみとは混ぜずに、蛍光管のみを入れて出してください。

●事業系ごみの処分について

事業活動に伴って事務所や飲食店、店舗などから排出されるごみは、市内のごみステーションに出すことができません。このような産業廃棄物以外の事業系ごみは、広域クリーンセンター大田原(TEL(20)2270)へ直接搬入(処理料10kg100円)するか、次の市許可業者に依頼し処分する必要があります。

(有)クリーン環境(TEL(23)4375) / NNY(株)(TEL(29)2777) /
小林孝夫(TEL(23)0330) / (有)北那須通商(TEL(54)3165) /
(社)大田原市シルバー人材センター (TEL(23)1255) / (有)那須クリーン(TEL(36)1191) /
栃木県北通運(株)(TEL(36)1121) / 松本商店(TEL(37)0241) / マテック(株)(TEL(37)2877) /
(株)真田ジャパン(TEL(36)1148)

なお、いずれも料金など詳細は電話の際にご確認ください。